



土地 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画広報係
☎476-1111(223)

◆ 10月は『土地月間』です

国土交通省においては、毎年10月1日を『土地の日』、10月を『土地月間』と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の理解を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しております。土地は、限られた貴重な資源であり、将来のためにも土地の有効活用が大切です。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効活用について考えてみませんか。

～国土利用計画法の届出制度～

一定面積（※）以上の土地の取り引きをしたときは、権利取得者（売買の場合は買主）は土地の利用目的などを記入した県知事宛ての届出書を、契約を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

※一定面積 都市計画区域内は5,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上

催し 大崎町社会福祉協議会からのお知らせ

問 大崎町社会福祉協議会
☎476-3663

◆ 第2回赤い羽根共同募金チャリティゴルフ大会

平成29年 11月18日（土）

8：30 スタート（8：00 集合）

- 1 主 催 大崎町赤い羽根共同募金チャリティゴルフ大会実行委員会
- 2 開催場所 大隅カントリークラブ
- 3 競技方法 18ホールズストロークプレー（ダブルペリア方式）
- 4 参加料 1,500円（プレー終了後、プレー代と併せてお支払いください。）
このうち、500円を共同募金として寄附いたします。
- 5 プレー代 8,100円（食事・飲み物付き）
- 6 チャリティホール アウト・イン各1ホール（午前中のみ）
- 7 参加資格 町内に居住する人・町内出身の人・町内の事業所に勤務する人
- 8 申込方法 11月7日（火）までにご連絡ください。（電話受付のみ）

【連絡先】社会福祉法人 大崎町社会福祉協議会 事務局

☎099-476-3663（担当：千歳）

※大会当日の組み合わせおよびスタート時間については、決定後、郵送にて通知します。